

地方独立行政法人さんむ医療センター業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び地方独立行政法人さんむ医療センターの業務運営等に関する規則(平成22年山武市規則第 号)第2条の規定に基づき、地方独立行政法人さんむ医療センター(以下「法人」という。)の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により山武市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法

(病院の設置及び運営)

第3条 法人は、地域医療機関、福祉施設及び市との連携の下、在宅医療の充実を図るなど地域に密着した病院として住民の生命及び健康を守るため、地方独立行政法人さんむ医療センター定款(以下「定款」という。)第16条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

(法人の行う業務)

第4条 法人は、定款第17条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- (1) 医療の提供
 - (2) 医療に関する調査及び研究
 - (3) 医療に関する技術者の研修
 - (4) 人間ドック、健康診断等の予防医療の提供
 - (5) 災害時における医療援護
 - (6) 介護保険に関する業務を行うこと
 - (7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。
- 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

第3章 業務の委託

(業務の委託)

第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができるものと認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

第4章 契約の方法

(契約の方法)

第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができるものとする。

第5章 業務の適正を確保するための体制の整備

(内部統制に関する基本方針)

第8条 法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法又は他の法令、山武市の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第9条 法人は、運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 法人は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(理事会の設置及び役員の方掌)

第10条 法人は、理事会の設置及び役員の方掌に関する規程等を整備するものとする。

(内部統制の推進)

第11条 法人は、内部統制を所管する部門を設置し、役職員を構成員とする内部統制推進体制を整備するとともに、内部統制に関する規程等を整備するものとする。

2 法人は、職員等に対し、内部統制の推進に関する研修を行う。

(中期計画等の策定等)

第12条 法人は、中期計画等の策定、進捗管理及び評価等に関して、適切に実施するための体制を整備するものとする。

(監事及び監事監査)

第13条 法人は、監事が適正に業務を遂行し、監事監査結果が法人の業務に適切に反映されるための必要な規程及び体制を整備するものとする。

(リスク管理)

第14条 法人は、業務実施の障害となるリスクに適切に対応するため、リスク管理の体制を整備するとともに、リスクが発生する原因の分析ならびにリスクの評価、軽減に努めるものとする。

- 2 法人は、事故、災害その他の緊急時における業務の継続のための計画を策定するものとする。
- 3 法人は、反社会的勢力への対応の在り方についての方針を整備するものとする。
- 4 法人は、施設の定期的な点検及び必要な補修を行うものとする。
- 5 法人は、情報システムに係るリスクへの対策として必要な取組を行うこととし、その取組の状況について、定期的な点検を行うものとする。

(内部通報・外部通報)

第15条 法人は、内部通報及び外部通報に関する体制及び規程等を整備するものとする。

- 2 法人は、前項の規定による整備に当たっては、通報者の保護について特に留意するものとする。

(内部監査に関する事項)

第16条 法人は、内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果及び改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(情報の伝達及び情報システム)

第17条 法人は、業務の効率化及び情報伝達の適正のため、情報伝達及び情報システムに関する体制及び規程等を整備するものとする。

(入札及び契約に関する事項)

第18条 法人は、契約事務における相互牽制を確保し、当該事務を適切に実施するため、体制及び規程等を整備し次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) 随意契約とすることができる場合の方針の整備

- (2) 談合情報がある場合の対応方針の整備
- (3) 入札が不調等により業務実施が困難となる場合の対応方針

(予算の適正な配分に関する事項)

第19条 法人は、予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理)

第20条 法人は、情報セキュリティの確保に関する規程等の整備その他情報漏えいの防止に係る取組を推進するものとする。

- 2 法人は、個人情報の保護に関する規程を整備し、個人情報を適切に管理するものとする。
- 3 法人は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程等を整備し、法人の意思決定に係る文書を適切に管理することを担保するとともに、財務情報を含む法人情報をウェブサイト等で公開するものとする。

(職員の人事・懲戒)

第21条 法人は、職員（非常勤職員等を含む。）の人事管理方針に関する規程等を整備するものとする。

- 2 法人は、職員の懲戒基準を策定する。

第6章 雑則

(委任)

第22条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、令和3年3月4日から施行する。